

北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規則	
○ 獣医療法施行細則の一部を改正する規則	一九六
告示	
○ 特定調達契約に係る落札者等の公示	二〇二
○ 一般競争入札の資格に関する公示	二〇三
○ 一般競争入札の実施	二〇四
○ 平成十三年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定の一部改正	二〇五
○ 北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正	二〇六
○ 生活保護法による医療機関の指定	二一〇
○ 生活保護法による指定医療機関等の変更（廃止）の届出	二一〇
○ 生活保護法による施術機関の指定	二一一
○ 平成十三年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定（経済部所管分 その二）	二一一
○ 北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正	二一二
○ 大規模小売店舗立地法第五条第一項（新設）の届出	二二五
○ 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項（変更）の届出	二二六
○ 道営土地改良事業計画の決定	二二七
○ 道営土地改良事業変更計画の決定	二二七
○ 土地改良事業の施行の協議の適否の決定	二二七
○ 土地改良事業の工事の完了の届出	二二七
○ 道営土地改良事業の工事の完了	二二七
○ 定置漁業の漁場計画	二二七
○ 太平洋小型さけ・ます流し網漁業の許可又は起業の認可の申請期間	二二七
○ 太平洋小型さけ・ます流し網漁業の定数	二二八
○ 知事権限に係る保安林の指定（二件）	二二八
○ 公共測量の終了の通知	二二九
	二二〇

○一般競争入札の資格に関する公示	建設部総務課	三〇
○一般競争入札の実施（二件）	建設部総務課	一一
○道路の区域の変更（二件）	（道路整備課）	一二
○道路の供用の開始	（道路整備課）	一四
○道路の区域の変更及び供用の開始	（道路整備課）	一四
○美しが丘橋の維持管理に関する協定の締結	（道路整備課）	一五
○港湾法による外郭施設の改良に関する変更の届出	（空港港湾課）	一六
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可	（砂防災害課）	一六
公 表		
○二級河川小平薬川河川整備基本方針	（河川課）	二七
○二級河川興部川河川整備基本方針	（河川課）	二七
○二級河川頓別川河川整備基本方針	（河川課）	二七
支庁告示		
○建築基準法に基づく一定の複数建築物の認定の取消し		二七
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了（三件）		二七
道立林業試験場告示		
○一般競争入札（物品の賃借）の実施		二八
網走海区漁業調整委員会指示		
○固定式刺し網漁業の制限		二九
北部日本海連合漁業調整委員会公告		
○北海道情報公開条例の施行に関する北部日本海連合海区漁業調整委員会規程の一 部改正		三三

規則

一 趣旨及び内容

獣医療法施行規則の改正にかんがみ、エックス線装置等に関する届出の様式を改めることとし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

公布された規則のあらまし

平成十四年三月十九日 火 曜 日

獣医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第八号

獣医療法施行細則の一部を改正する規則

獣医療法施行細則（平成五年北海道規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「別記第三号様式」を「別記第一号様式」に改める。
別記第一号様式その一の(一)の項中「別紙のとおり」を「別添のとおり」に改め、同項の注3の事項中「別記第2号様式」を「別紙」に改め、同注6及び7の事項中「別紙として」を削り、同様式その一の(一)の項中「別紙のとおり」を「別添のとおり」に改め、同項の注2の事項中「別記第2号様式」を「別紙」に改め、同注5及び6の事項中「別紙として」を削り、同様式その一の(一)の項の次に次のように加える。

別紙

エ ッ ク ス 線 装 置 に 関 す る 概 要 書

1 エックス線装置の台数、製作者名、型式等

台数	台	
製 作 者 名		
型 式		
製 造 年 月 日	年 月 日	年 月 日
装 置 の 種 類	固定式（移動不可）、固定式（移動可能）、ポータブル	固定式（移動不可）、固定式（移動可能）、ポータブル
主 な 用 途	撮 影 ・ 透 視 ・ 治 療	撮 影 ・ 透 視 ・ 治 療
設置時の状態	新 品 ・ 中 古 品	新 品 ・ 中 古 品
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日

2 エックス線高電圧発生装置の定格出力

区 分	管 電 圧	管 電 流	撮 影 時 間	管 電 圧	管 電 流	撮 影 時 間	管 電 圧	管 電 流	撮 影 時 間
長 時 間 定 格	kV	mA	-	kV	mA	-	kV	mA	-
短 時 間 定 格	kV	mA	秒	kV	mA	秒	kV	mA	秒
蓄 電	kV	μF	-	kV	μF	-	kV	μF	-

3 エックス線装置及びエックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

(1) エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

ア エックス線装置の共通事項

照 射 筒	有	・	無	有	・	無	有	・	無
絞 り	有	・	無	有	・	無	有	・	無

エックス線管の 容器及び照射筒 の漏れ放射線量	mGy / 1時間 μGy / 1時間	mGy / 1時間 μGy / 1時間	mGy / 1時間 μGy / 1時間
総 過 量	mmアルミニウム当量	mmアルミニウム当量	mmアルミニウム当量

イ 透視用エックス線装置

透 視 用 画 像 モニターの種類	蛍光板、テレビモニター、 その他 ()	蛍光板、テレビモニター、 その他 ()	蛍光板、テレビモニター、 その他 ()
透視時間積算装 置及び自動警告 音発生タイマー	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
利用線すい可動 絞 り 装 置	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
蛍光板有効面積 外照射防止装置	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
受像器通過後の 放 射 線 量	μGy / 1時間	μGy / 1時間	μGy / 1時間
透視時の最大 照射野通過後の 放 射 線 量	μGy / 1時間	μGy / 1時間	μGy / 1時間
被照射体周囲の 散 乱 線 防 護	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

ウ 撮影用エックス線装置

利用線すい可動 絞 り 装 置	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
--------------------	-------	-------	-------

(ア) 口内法撮影用エックス線装置の場合

照 射 野 直 径	cm	cm	cm
-----------	----	----	----

(イ) 移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置の場合

エックス線管焦 点及び被照射体 からの作業従事 者までの距離	m	m	m
---	---	---	---

工 治療用エックス線装置

利用線すい可動 絞 り 装 置	有	・ 無	有	・ 無	有	・ 無
る過板保持装置	有	・ 無	有	・ 無	有	・ 無

(2) エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

1 週間の延べ撮影枚数		枚					
1 週間の延べ透視時間		時間					
診 療 施 設 の 構 造	独立家屋（ 階建て）、マンション等の集合家屋（ 階建て 階）、その他（ ）						
	耐火構造（ ） 、 木造・木造モルタル、プレハブ、その他（ ）						
エックス線診療室の概要		エックス線診療専用の室、診療室と兼用の室、手術室と兼用の室、その他（ ）					
区	分	材	料	厚	さ	放 射 線 防 護 に 関 す る 措 置	
天	井						
診療室の遮へい物の概要		床					
				(壁を含む。)			
				東	側		
				西	側		
				南	側		
周囲の遮へい物							
遮へい物		北	側				
出入り口の扉							
診療室の遮へい物の外側における最大放射線量							
(mSv / 1週間 μSv / 1時間)							
標	識	有 ・ 無					
注 意 事 項 の 掲 示		有 ・ 無					

(3) 診療施設における放射線障害の防止に関する予防措置の概要

管理区域	管理区域の境界における最大放射線量	mSv / 3 か月間				
立入制限措置	遮へい物 (材質等：) による区画、白線による区画、その他 ()	有 ・ 無				
標	識					

敷地内の居住区域及び敷地の境界	人が居住する区域における最大放射線量	$\mu\text{Sv} / 3$ か月間
	敷地の境界における最大放射線量	$\mu\text{Sv} / 3$ か月間
	診療施設の見取図	別添のとおり
その他	エックス線装置を使用する室の遮へい物等の配置状況	別添のとおり

(4) その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

防護用具の保有状況	防護手袋 ()、防護エプロン ()、その他 (名称： 、数量：)
エックス線診療従事者等の放射線測定用具等の保有状況	フィルムバッチ ()、熱ルミネセンス線量計 ()、ポケット線量計 ()、その他 (名称： 、数量：)
エックス線診療室等の放射線測定器の保有状況	有 ・ 無 、数量：)
その他の措置 (健康診断等)	(測定器名：)

4 エックス線診療に従事する獣医師の氏名、年齢及びエックス線診療に関する経歴

氏名	年齢	エックス線診療に関する経歴

注1 「1 エックス線装置の台数、製作者名、型式等」については、設置しているエックス線装置の台数を記入の上、エックス線装置ごとに、製作者名 (製造業者名)、型式、製造年月日、装置の種類 (固定式 (移動不可) ・固定式 (移動可能) ・ポータルの別)、主な用途、設置時の状態 (新品・中古品の別) 及び設置年月日を記入すること。

2 「2 エックス線高電圧発生装置の定格出力」については、エックス線装置ごとに、長時間定格 (透視を行う場合の10分以上連続してエックス線管に負荷できる値) にあつてはエックス線管最高管電圧 (波高値、kV) 及びエックス線管電流 (平均値、mA) を、短時間定格 (撮影を行う場合の0.1秒以上エックス線管に負荷できる値) にあつてはエックス線管最高管電圧 (波高値、kV)、エックス線管電流 (固定陽極エックス線管にあつては1秒、回転陽極エックス線管にあつては0.1秒、mA) 及び撮影時間 (秒) を、蓄電式のものにあつては最高充電電圧 (kV) 及びコンデンサー容量 (μF) を記入すること。

なお、次の点に留意すること。

- (1) 短時間定格の表示が管電流・流時間積になっている場合には、 $\text{mA}\cdot\text{s}$ 単位で記入しても差し支えないこと。
- (2) エックス線装置が撮影用のみであるものであつてコンデンサーを備えていないものは、短時間定格のみを記入すること。

と。

(3) 高電圧変圧器の2次側に複数個の整流器とコンデンサーを組み合わせているもの（全波整流方式）は、連続定格、短時間定格並びにコンデンサーの電圧及び容量についてすべて記入すること。

3 「3 エックス線装置及びエックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要」

(1) 「(1) エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要」については、エックス線装置ごとに次によること。

ア 「エックス線装置の共通事項」

(ア) 「照射筒」については、エックス線管の照射筒の有無を、「絞り」については、可変型絞りである場合のみ絞りの有無を記入すること。

(イ) 「エックス線管の容器及び照射筒の漏れ放射線量」については、次の区分により、利用線すい以外のエックス線量を測定した値を記入すること。

a 定格管電圧が50キロボルト以下の治療用エックス線装置の場合は、エックス線装置の接触可能表面から5センチメートルの距離

b 定格管電圧が50キロボルトを超える治療用エックス線装置の場合は、エックス線管焦点から1メートルの距離及びエックス線装置の接触可能表面から5センチメートルの距離

c 定格管電圧が125キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置の場合は、エックス線管焦点から1メートルの距離

d 上記a～c以外のエックス線装置の場合は、エックス線管焦点から1メートルの距離

e コンデンサ式エックス線高電圧装置の場合は、充電状態であって照射時以外のおきの接触可能表面から5センチメートルの距離

(ウ) 「総る過量」については、エックス線管の管球及び容器の固有る過値、照射筒、絞り及び付加る過板の付加る過値を加算して記入すること。

イ 「透視用エックス線装置」

(ア) 「透視用画像モニターの種類」については、該当するものに。を付し、その他の場合には（ ）内にその名称を簡潔に記入すること。

(イ) 「透視時間積算装置及び自動警告音発生タイマー」、「利用線すい可動絞り装置」及び「蛍光板有効面積外照射防止措置」については、その有無を記入すること。

(ウ) 「受像器通過後の放射線量」については、蛍光板、イメージインテンシファイア等の受像器を通過したエックス線量を、利用線すい中の当該受像器の接触可能表面から10センチメートルの距離で測定し、記入すること。

(エ) 「透視時の最大照射野通過後の放射線量」については、透視時の最大照射野を3センチメートルを超える部分を通過したエックス線量を当該部分の接触可能表面から10センチメートルの距離において測定し、記入すること。

(オ) 「被照射体周囲の散乱線防護」については、鉛柵を設ける等により散乱線を遮へいするための措置が採られているかどうかを記入すること。

ウ 「撮影用エックス線装置」

「利用線すい可動絞り装置」については、その有無を記入すること。

エ 「治療用エックス線装置」

(ア) 「利用線すい可動絞り装置」については、その有無を記入すること。

(イ) 「る過板保持装置」については、近接照射治療装置を除く治療用エックス線装置について、る過板が引き抜かれ

たときにエックス線の発生を遮断するインターロックが作動する過板保持装置の有無を記入すること。

- (2) 「(2) エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要」については、次によること。

ア 「1週間の延べ撮影枚数」及び「1週間の延べ透視時間」については、最近1年間の1週間における延べ最多撮影枚数及び延べ最長透視時間を記入すること。

なお、エックス線装置を設置後1年を経過していない場合には、将来の使用状況等を勘案の上、過少となることのないよう、1週間における延べ最多撮影枚数及び延べ最長透視時間の見込みを記入すること。

イ 「診療施設の構造」については、上段及び下段とも該当するものを。を付し、独立家屋の場合には何階建ての建物であるかを、マンション等の集合家屋の場合には家屋の何階にあるのかを、その他の場合には（ ）内にその建物の構造（耐火構造のものにあっては主たる建築素材の名称）を簡潔に記入すること。

ウ 「エックス線診療室の概要」については、エックス線診療専用の室、診療室と兼用の室、手術室との兼用の室及びその他のうち該当するものを。を付し、その他の場合には（ ）内にその内容を簡潔に記入すること。

エ 「診療室の遮へい物の概要」については、天井、床及び周囲の遮へい物（壁を含む。）の材料及び厚さを記入し、放射線防護に関する措置の欄には鉛板（厚さ $\circ\circ\text{mm}$ ）を入れているなどその内容を簡潔に記入すること。

オ 「診療室の遮へい物の外側における最大放射線量」については、エックス線診療専用の室である場合には診療室の壁等の外側の最も近接した点での通常の使用状態において最大値となる場所で測定した線量当量率の最大値に1週の使用時間（最長）を乗じて算出した値（ mSv/1週間 ）を、エックス線診療専用の室でない場合には遮へい物の外側の最も近接した点での通常の使用状態において最大値となる場所で測定した値（ $\mu\text{Sv/1時間}$ ）を記入すること。なお、エックス線装置を2台以上設置している場合には、すべてのエックス線装置に係る値の総和を記入すること。

カ 「標識」については、エックス線診療室である旨を示す標識を掲げているかどうかを記入すること。

キ 「注意事項の掲示」については、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しているかどうかを記入すること。

- (3) 「(3) 診療施設における放射線障害の防止に関する予防措置の概要」については、次によること。

ア 「管理区域」

(ア) 「管理区域の境界における最大放射線量」については、管理区域の境界における通常の使用状態において最大値となる場所で測定し、すべてのエックス線装置に係る実効線量を合計した値（ mSv/3か月間 ）を記入すること。

(イ) 「立入制限措置」については、遮へい物による区画又は白線による区画を行っている場合には。を付し、部外者立入禁止のためのさく、縄張等により区画している場合には（ ）内にその内容を簡潔に記入すること。

(ウ) 「標識」については、管理区域である旨及び立入禁止区域である旨を示す標識を掲げているかどうかを記入すること。

イ 「敷地内の居住区域及び敷地の境界」

「人が居住する区域における最大放射線量」及び「敷地の境界における最大放射線量」については、管理区域の境界における通常の使用状態において最大値となる場所で測定し、すべてのエックス線装置に係る実効線量を合計した値（ $\mu\text{Sv/3か月間}$ ）を記入すること。

ウ 「その他」

「診療施設の見取図」及び「エックス線装置を使用する室の遮へい物等の配置状況」については、エックス線診療室、管理区域、敷地内居住区域等が分かるように記入すること。なお、図には、遮へい物の長さ、厚さ等放射線防護に関する事項を記入すること。

- (4) 「(4) その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要」については、次によること。

ア 「防護用具の保有状況」については、防護手袋又は防護エプロンを備えている場合には。を付した上で、（ ）内

に保有数量を記入し、防護マスク、防護頭きんその他の防護用具を備えている場合には（ ）内にその名称及び数量を記入すること。

イ 「エックス線診療従事者等の放射線測定用具等の保有状況」については、フィルムバッチ、熱ルミネセンス線量計又はポケット線量計を備えている場合には、（ ）内に保有数量を記入し、蛍光ガラス線量計、アラームメーターその他の測定用具を備えている場合には、（ ）内にその名称及び数量を記入すること。

ウ 「エックス線診療室等の放射線測定器の保有状況」については、その有無を記入し、有している場合には、（ ）内にその名称及び数量を記入すること。

エ 「その他の措置（健康診断等）」については、エックス線診療従事者等に対して行っている健康診断等上記以外に行っているエックス線防護に関する措置があれば記入すること。

4 「4 エックス線診療に従事する獣医師の氏名、年齢及びエックス線診療に関する経歴」については、エックス線診療に従事した年数に従事する獣医師の氏名及び年齢を記入するほか、「エックス線診療に関する経歴」にはエックス線診療に従事した年数及びエックス線に関する講習会への参加状況（講習会名、開催者、開催時期、開催日数等）を記入すること。

登記簿「印鑑登録簿」・登記簿「印鑑登録簿」・印鑑登録簿

住所

住所登録簿・住所登録簿

住所

住所

北海道告示第423号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年3月19日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

北海道行政情報コミュニケーションシステムに使用するソフトウェア一式

(2) 落札を決定した日

平成14年2月6日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 北海道日興通信株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地

(4) 落札金額

61,845,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成13年北海道告示第2143号による。

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部情報政策課

イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

2(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

ア 北海道行政情報コミュニケーションシステムに使用するクライアント端末（その

1）132台ほか

イ 北海道行政情報コミュニケーションシステムに使用するクライアント端末（その

2）27台ほか

ウ 北海道行政情報コミュニケーションシステムに使用するクライアント端末（その

3）27台ほか

エ 北海道行政情報コミュニケーションシステムに使用するクライアント端末（その

4）20台ほか

オ 北海道行政情報コミュニケーションシステムに使用するクライアント端末（その

5）14台ほか

カ 北海道行政情報コミュニケーションシステムに使用するクライアント端末（その

6）102台ほか

キ 北海道行政情報コミュニケーションシステムに使用するクライアント端末（その

7）23台ほか

ク 北海道行政情報コミュニケーションシステムに使用するクライアント端末（その

8）22台ほか

ケ 北海道行政情報コミュニケーションシステムに使用するクライアント端末（その

9）55台ほか

コ 北海道行政情報コミュニケーションシステムに使用するクライアント端末（その10）124台ほか	コ 19,005,000円
(2) 落札を決定した日 平成14年2月13日	(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
(3) 落札者の氏名及び住所	(6) 一般競争入札の公告 平成13年北海道告示第2155号による。
ア 氏 名 大丸藤井株式会社	(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地	ア 名 称 北海道総合企画部情報政策課
イ 氏 名 大丸藤井株式会社	イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地	北海道告示第424号
ウ 氏 名 サンコー事務機株式会社	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成14年3月19日
住 所 札幌市中央区北13条西18丁目36番90	北海道知事 堀 達 也
エ 氏 名 大丸藤井株式会社	1 資格及び調達をする役務の種類
住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地	平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。
キ 氏 名 新興サービス株式会社	(1) 契 約 平成14年3月19日に一般競争入札の公告を行う消費生活情報ネットワークシステムのデータ入力媒体作成業務委託契約
住 所 東京都港区新橋三丁目7番1号	(2) 資 格 消費生活情報ネットワークシステムのデータ入力媒体作成業務の資格（以下「資格」という。）
ク 氏 名 モノラック商事株式会社	(3) 役 務 の 種 類 消費生活情報ネットワークシステムのデータ入力媒体作成業務委託
住 所 札幌市東区北16条東1丁目	2 資 格 要 件
ク 氏 名 北海道日興通信株式会社	次のいずれにも該当すること。
住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地	(1) 政令167条の4第1項に規定する者でないこと。
コ 氏 名 北海道日興通信株式会社	(2) 政令167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
住 所 北海道日興通信株式会社	(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(4) 落札金額	(4) 平成14年3月19日現在において引き続き2年以上データ入力業務を事業として営んでいること。
ア 19,750,500円	(5) 資本金は300万円以上であること。
イ 4,429,425円	(6) 営利団体であること。
ウ 4,368,000円	(7) ペリプテイ機能を有するデータエントリ－機器を6台以上有していること。
エ 3,252,270円	(8) キーボードチャ－要員数が6名以上であること。
オ 2,150,400円	
カ 15,907,500円	
キ 3,411,870円	
ク 3,451,140円	
ケ 8,519,700円	

(9) データの漏えい、改ざん、滅失及び棄損を防止するための安全対策措置を講じていること。 (10) 道が指定する記録媒体、記録仕様で納品が可能であること。 (11) 札幌市内に本社、支社又は営業所を有しており、入力用プログラムを作成できるサーバーバイザーが常動していること。 (12) 受注及び納品体制について 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）以外の日で、道の指定する日時に来庁し、受注又は納品ができる者であること。 なお、上記の日時以外でも道が業務執行上必要と判断する場合は、道の指示により、随時に来庁し、受注又は納品ができる者であること。	次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継したもの イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有するものであるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。
3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び提出方法 (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成14年3月19日（火）から29日（金）までの間にしなければならない。 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。） (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課消費生活室 イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 161 ウ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由	北海道告示第425号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年3月19日 北海道知事 堀 達 也 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 ア 調達をする役務の名称 消費生活情報ネットワークシステムのデータ入力媒体作成業務のうち、入力票（データシート）1枚当たりの消費生活相談カード（受付情報）、消費生活相談カード（処理結果情報）それぞれの入力単価 イ 数量 消費生活相談カード 受付情報 調達予定数量 15、093件 処理結果情報 調達予定数量 15、093件 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契約期間 契約の日から平成15年3月31日まで (4) 納入場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課消費生活室

2	入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道告示424号に規定する消費生活情報ネットワークシステムのデータ入力媒体作成業務の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課消費生活室 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁12階 環境生活部1号会議室 (2) 入 札 日 時 平成14年4月10日 午後2時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課消費生活室 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和15年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの入力予定件数を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札書の記載方法 入札は、入力票（データシート）1枚あたりの受付情報、処理結果情報それぞれの単価及び入札総価額を記載すること。 なお、単価は、小数点第2位まで記載すること。
---	--

入札総価額は、各単価にそれぞれの入力予定件数を乗じて得た額の合計額を記載すること。 (3) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課消費生活室 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 161 (5) この入札及び契約は調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。	北海道告示第 426 号 平成13年北海道告示第595号（平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定）の一部を次のように改正する。 平成14年3月19日 北海道知事 堀 達 也 17看護婦等養成事業の項中 保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けることのできる保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦の学校又は養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）の運営に必要な次に掲げる経費 1 教員経費 (1) 専任教員給与費 (2) 専任教員人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費 (3) 部外講師謝金 (4) 委託料（上記教員経費のうち(1)～
--	---

- (3)に該当するものとする。)
- 2 事務職員経費
- (1) 専任事務職員給与費
- (2) 委託料 (上記専任事務職員給与費とする。)
- 3 生徒経費
- (1) 事業用教材費
- (2) 臨床実習経費 (消耗器材に要する経費)
- (3) 委託料 (上記生徒経費のうち(1)～(2)に該当するものとする。)
- 4 実習施設謝金
- (1) 報償費 (実習施設謝金)
- (2) 委託料 (上記報償費とする。)
- 5 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費
- (1) 実習体制支援経費 (賃金、需用費

の次に

- (燃料費、消耗品費、修繕費)、役務費 (保険料、手数料)、備品購入費 (単価30万円未満の備品に限る。)、使用料及び賃借料)
- (2) 看護職員養成確保促進経費 (旅費、需用費 (印刷製本費、食糧費 (会議費))、役務費 (通信運搬費)、使用料及び賃借料
- (3) 委託料 (上記へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費のうち(1)～(2)に該当するものとする。)

を加える。

北海道告示第 427 号

平成10年北海道告示第500号 (北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式) の一部を次のように改正する。

平成14年 3 月19日

保福第16号様式及び保福第25号様式を次のように改める。

北海道知事 堀 達 也

保福第16号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)

総事業費等収入支出 (予定) 額

総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A - B) (C)
円 ()	円 ()	円 ()

養成所名

対象経費の支出 (予定) 額算出内訳

種目	科目	支出 (予定) 額	備考
教員経費	1 給与費	{ } 円	
	2 人当庁費	{ } 円	

	2 - 1 消 耗 品 費	{	}										
	2 - 2 印 刷 製 本 費	{	}										
	2 - 3 備 品 購 入 費	{	}										
	2 - 4 通 信 運 搬 費	{	}										
	2 - 5 福 利 厚 生 費	{	}										
	(備品購入費内訳)												
<table><tr><td>品 目</td><td>規 格</td><td>員 数</td><td>単 価</td><td>金 額</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr></table>			品 目	規 格	員 数	単 価	金 額				円	円	
品 目	規 格	員 数	単 価	金 額									
			円	円									
	3 部 外 講 師 謝 金	(部外講師謝金内訳)											
	4 委 託 料	<table><tr><td>講 義 時 間 数</td><td>講 師 実 人 員</td><td>講 師 支 給 時 間 数</td><td>謝 金 額</td></tr><tr><td>時間</td><td>人</td><td>時間</td><td>円</td></tr></table>		講 義 時 間 数	講 師 実 人 員	講 師 支 給 時 間 数	謝 金 額	時間	人	時間	円		
	講 義 時 間 数	講 師 実 人 員	講 師 支 給 時 間 数	謝 金 額									
	時間	人	時間	円									
計 (1 ~ 4)													
事務職員 経 費	5 給 与 費												
	6 委 託 料												
	計 (5 ~ 6)												
生徒経費	7 事 業 用 教 材 費	(事業用教材費内訳)											
	8 臨 床 実 習 経 費	<table><tr><td>品 目</td><td>規 格</td><td>員 数</td><td>単 価</td><td>金 額</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr></table>		品 目	規 格	員 数	単 価	金 額				円	円
	品 目	規 格	員 数	単 価	金 額								
				円	円								
9 委 託 料													
計 (7 ~ 9)													

実習施設 謝 金	(実習施設謝金内訳)				
	実習施設名	学生数	日数	単 価	金 額
		人	日	円	円

へき地等 の地域に おける養 成所に対 する重点 的支援事 業実施経 費	10 実 習 施 設 謝 金	
	11 委 託 料	
	計 (10～11)	
	12 実 施 体 制 支 援 経 費	
	12 - 1 賃 金	
	12 - 2 燃 料 費	
	12 - 3 消 耗 品 費	
	12 - 4 修 繕 費	
	12 - 5 保 険 料	
	12 - 6 手 数 料	
	12 - 7 備 品 購 入 費	
	12 - 8 使用料及び賃借料	
	13 看護職員養成確保促進経費	
	13 - 1 旅 費	
	13 - 2 印 刷 製 本 費	
13 - 3 食糧費 (会議費)		
13 - 4 通 信 運 搬 費		
13 - 5 使用料及び賃借料		

	14 委 託 料	
	計 (12 - 13)	
合 計	計	

- 注1 この様式は、看護婦等養成事業に要する経費に係る補助金の交付申請、あるいは実績報告をする場合に使用すること。
- 2 この様式は、養成所ごとに別葉に作成すること。
- 3 「総事業費(A)」及び「寄附金その他の収入額(B)」の算出については、「看護婦等養成所運営費補助金の算定方法について」(平成11年7月22日付け地医第671号北海道保健福祉部長通知)によることとし、上段()には、事業精算書(共通第31号様式)又は事業予算書(共通第20号様式)の支出精算(予算)合計額及び収入精算(予算)合計額を記載すること。
- 4 「1給与費」、「2人当庁費」の「支出(予定)額」欄の上段「」には学生指導担当者分、中段()には実習調整者分を再掲すること。
- 5 「2 - 3 備品購入費」の「備品購入費内訳」欄には、取得価格の単価が50万円以上の物品については品目ごとに記載し、単価が50万円未満の物品については、「○○ほか」として包括的に記載すること。
- 6 「3 部外講師謝金」の「部外講師謝金内訳」欄には、部外講師の講義時間数、実人員を記載すること。
- なお、「講師謝金支給時間数」欄には、講師による講義時間数のうち実際に講師謝金を支給する時間数を記載すること。
- 7 「5 給与費」の「支出(予定)額」欄には、専任事務職員の給与費を記載すること。
- なお、当該専任事務職員が補助基準額の算定対象外である場合であっても必ず記載すること。
- 8 「7 事業用教材費」の「事業用教材費内訳」欄には、取得価格の単価が50万円以上の物品については品目ごとに記載し、単価が50万円未満の物品については、「○○ほか」として包括的に記載すること。
- 9 「10 実習施設謝金」の「実習施設謝金内訳」欄には、実習施設名、実習に参加した学生数等を記載し、実習施設を2カ所以上指定している場合は、各実習施設ごとに記載すること。

保福第25号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)

補 助 金 等 交 付 申 請 額 算 出 調 書

養成所名

区 分	総事業費 A	寄附金 その他収入 B	差 引 額 (A - B) C	基 礎				準				額		補助対			
				生徒数加算分		施設 定額分	専任教員 及び学級 加算分	実習調 整者分	学生指 導担当 分	事 務 職員分	へき地 等区域 の 分	指定基 準改正 の 分	計 D	象経費 E	選定額 F	補 助 基本額 G	補助金 等交付 申請額 H
				人員	単価												
	円	円	円	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

北海道公報

医療法人社団 えんどう 桔梗こどもクリニック (変更前) 函館市桔梗町432-80 (変更後) 函館市桔梗5丁目7番16号 医療法人社団陵仁会 えんどう桔梗又タニイク リニツク (変更前) 函館市桔梗町432-80 (変更後) 函館市桔梗町432-80	平成14. 2.12 変更 (住所)
遠 藤 整 形 外 科 (変更前) 函館市桔梗町333番地の5 (変更後) 函館市桔梗4丁目8番18号	同 14. 2.12 変更 (住所)
川 崎 眼 科 医 院 (変更前) 函館市桔梗町327番252号 (変更後) 函館市桔梗3丁目23-16	同 14. 2.12 変更 (住所)
ききょう耳鼻咽喉科医院 (変更前) 函館市桔梗町327-261 (変更後) 函館市桔梗3丁目23-12	同 14. 2.12 変更 (住所)
佐藤内科小児科医院 (変更前) 函館市桔梗町332の105 (変更後) 函館市桔梗4丁目8番25号	同 14. 2.12 変更 (住所)
中川内科クリニック (変更前) 函館市桔梗町311番地35号 (変更後) 函館市桔梗3丁目14番37号	同 14. 2.12 変更 (住所)
いわさか歯科医院 (変更前) 函館市桔梗町275番地4 (変更後) 函館市桔梗2丁目22番19号	同 14. 2.12 変更 (住所)
なしき歯科医院 (変更前) 函館市桔梗町315-88 (変更後) 函館市桔梗3丁目17番29号	同 14. 2.12 変更 (住所)
三ツ石歯科医院 (変更前) 函館市桔梗町327-43 (変更後) 函館市桔梗3丁目26番5号	同 14. 2.12 変更 (住所)
向山歯科桔梗クリニック (変更前) 函館市桔梗町359 (変更後) 函館市桔梗4丁目15番13号	同 14. 2.12 変更 (住所)
ハイレン薬局桔梗店 (変更前) 函館市桔梗町327-282 (変更後) 函館市桔梗3丁目23番15号	同 14. 2.12 変更 (住所)

ハイレン薬局中の沢店 (変更前) 函館市桔梗町372-377 (変更後) 函館市桔梗5丁目14番3号 漢方のハヤ薬局 (変更前) 函館市桔梗町327-285 (変更後) 函館市桔梗3丁目27-1 いなぎ整形外科 (変更前) 函館市桔梗町332-223 (変更後) 函館市桔梗4丁目10番22号 医療法人社団 太田外科 整形外科医院 (変更前) 医療法人社団 太田整形外科医院 (変更後) 医療法人社団 太田整形外科医院 有限会社弟子屈フアーズ (変更前) 有限会社 弟子屈フアーズシー (変更後) 有限会社 フロムデイクーション 有限会社弟子屈フアーズ (変更前) 有限会社 弟子屈フアーズシー (変更後) 有限会社 フロムデイクーション 有限会社弟子屈フアーズ (変更前) 有限会社 弟子屈フアーズシー (変更後) 有限会社 フロムデイクーション	同 14. 2.12 変更 (住所) 同 14. 2.12 変更 (住所) 同 14. 2.12 変更 (住所) 同 14. 2.1 変更 (名称) 同 14. 2.1 変更 (名称) 同 14. 2.1 変更 (名称) 同 14. 2.1 変更 (名称) 同 14. 2.1 変更 (名称) 同 14. 2.1 変更 (名称)
---	---

北海道告示第430号 生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施設を担当する施設機関を次のとおり指定した。 平成14年3月19日	北海道知事 堀 達也
名称又は氏名 あだち鍼灸治療院 札幌エッサーセンター	所在地又は住所 室蘭市知利町2-14-2 余市郡余市町大川町7丁目36

北海道告示第431号 北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。	
---	--

平成 年度緊急地域雇用創出特別対策推進事業集計表（□事業計画書・□事業実績書・□事業実施状況報告書（第四半期））

[illegible]

平成十四年三月十九日 火曜日

雇用創出効果	延べ人日 (内新規雇用人日)	延べ 人	人日 (うち新規 うち新規	人日)A 人) B	$\frac{A}{B}$	日
	【積算内訳】（職種ごとに算定）					
(研修の場合 研修定員も 記入)						
	事業費 (積算の 考え方)					
	千円 (税込み)					
委託先想定、 委託先の選定 方法	人件費(新規+既存) ÷ 事業費(税抜)(%)		人件費(新規) ÷ 事業費(税抜)(%)	新規雇用者数 ÷ 全労働者数(%)		
	☐ 委託 ☐ 直接		委託先種別	☐ 民間企業 ☐ NPO ☐ シルバー人材センター ☐ 法人格を有する団体等 ☐ その他		
備考	選定方法 ☐ 随契 ☐ 一般競争入札 ☐ 指名競争入札 ☐ 公募型プロポーザル ☐ 指名型プロポーザル					
	過去の実績、又は次年度以降の同種事業実施意向 ☐ ある → ☐ 14年度 (金額規模 千円) ☐ 15年度 (金額規模 千円) ☐ ない ☐ 16年度 (金額規模千円)					

北海道告示第 433 号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年7月19日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するように提出することができる。

平成14年3月19日

北海道知事 堀 達 也

平成十四年三月十九日

火 曜 日

一 一 四

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

永山ショッピングセンター
旭川市永山6条13丁目85-1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

設 置 者 名	代 表 者 職 ・ 氏 名	住 所
マックスバリュ北 海道株式会社	代表取締役 反田 悦生	札幌市中央区北8条西21丁目1番 10号
株式会社しまむら	代表取締役 藤原秀次郎	さいたま市宮原町2丁目19番4号
有限会社きしだ	代表取締役 米嶋 均	旭川市九条通18丁目95番地8

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

設 置 者 名	代 表 者 職 ・ 氏 名	住 所
マックスバリュ北 海道株式会社	代表取締役 反田 悦生	札幌市中央区北8条西21丁目1番 10号
株式会社しまむら	代表取締役 藤原秀次郎	さいたま市宮原町2丁目19番4号
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北24条東20丁目1番24 号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成14年11月7日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,439㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 171台

イ 駐輪場の収容台数 79台

ウ 荷さばき施設の面積 289㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 129㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者 名	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
マックスバリュ北海道 ^(株)	午前9時	午後9時45分
^(株) しまむら		
^(株) ソルハ	午前10時	午後8時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
- エ 4か所
- オ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

小 売 業 者 名	荷さばきを行うことができる時間帯
マックスバリュ北海道 ^(株)	午前6時から午後8時まで
^(株) しまむら	
^(株) ソルハ	午前9時から午後9時まで

- 2 届出年月日
平成14年3月6日
- 3 届出書等の縦覧
- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道上川支庁商工労働観光課
旭川市商工観光部商業課
- (2) 縦覧期間
平成14年3月19日(火)から7月19日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- (3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで。ただし、旭川市は午前8時45分から午後5時15分ま
で

北海道告示第434号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとお
り大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。
なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年
7月19日までに北海道網走支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成14年3月19日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の
氏名
弓山 茂樹
北見市光西町184番地
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベスト電器北見店
北見市光西町184番地2、4
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前10時から午後8時まで(年間14日は午前10時から午後9時まで)
(変更後) 午前10時から午後9時まで
(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで(年間14日は午前9時30分から午
後9時30分まで)
(変更後) 午前9時30分から午後9時30分まで
(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前9時から午後7時まで
(変更後) 午前9時から午後8時まで
(4) 変更する年月日
平成14年3月8日
(5) 上記3の変更に係るもの以外の事項
ア 大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
は代表者の氏名
株式会社ベスト電器 取締役社長 北田 稜光
福岡県福岡市中央区那の津2丁目1番12号
株式会社サントラッグ 代表取締役 才津 達郎
東京都府中市若松町1丁目38番地1号
イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,300m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数
172台
- (イ) 駐車場の収容台数
60台
- (ウ) 荷さばき施設の面積
52.5㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量
26.25㎡
- エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数
3か所
- 2 届出年月日
平成14年3月7日
- 3 届出書等の縦覧
- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道網走支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
平成14年3月19日（火）から7月19日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第435号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（美宇地区中山間地域総合農地防災（農業用排水、土留工））事業の土地改良事業計画を定めた。
その関係書類は、北海道日高支庁に備え置いて、平成14年3月20日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成14年3月19日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第436号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成14年3月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月19日

地区名	事業の種類	北海道知事 堀 達 也
蝶々丘	農免農道整備	北海道十勝支庁
東 台	畑地帯総合整備【緊急整備型】（農業用排水、農道、土層改良、暗さよ）	北海道十勝支庁

北海道告示第437号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。
その関係書類は、平成14年3月20日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成14年3月19日

事業主体名	地区名	事業の種類	北海道知事 堀 達 也
陸別町	南斗満	基盤整備促進【基盤整備】（農道）	北海道十勝支庁
豊頃町	北 普 同		同

北海道告示第438号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、標津町の行う土地改良（川北南3線地区基盤整備促進【基盤整備】（農道））事業の工事を平成13年8月20日に完了した旨の届出があった。
平成14年3月19日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第439号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。
平成14年3月19日

北海道知事 堀 達 也

地区名	事業の種類	完了年月日
北平系	農免農道整備	平成14.1.10
中 広 野	一般農道整備（広域関連）	同 13.10.10
中標津南部	広域営農団地農道整備	同 13.12.17

北海道告示第440号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、釧路十勝海区における定置漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成14年3月19日

北海道知事 堀 達也

- 1 免許予定日 平成14年4月25日
- 2 申請期間 平成14年3月19日から3月28日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成15年12月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の内容			漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期				
厚岸さけ定第5号	定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	厚岸郡厚岸町地先	釧路十勝海区漁業調整委員会に備え置く漁場図のとおり	浜中町及び厚岸町	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月26日までの間は、網を設置してはなりません。ただし、8月24日から8月26日までの間においては、魚溜りの建上げ部分を撤去した身網については、この限りではありません。 (3) 8月11日から8月20日までの間、8月24日から8月26日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
厚岸さけ定第6号							
厚岸さけ定第7号							
厚岸さけ定第8号							

北海道告示第441号

北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第6条第2項（第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、太平洋小型さけ・ます流し網漁業について、その許可又は起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成14年3月19日

操業区域 北海道知事 堀 達也
排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年法律第74号）第1条第2項に規定する排他的経済水域（日本国政府とソ

ヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定第1条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域を除く。）の外側の限界より陸側の北海道沖合太平洋海域（北海道亀田郡恵山岬灯台中心点と青森県下北郡尻屋崎突端とを結ぶ線以西の海域を除く。）

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定第1条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第1条第2項に規定する排他的経済水域（以下「排他的経済水域」という。）、日本海の海域（排他的経済水域を除く。）並びに北緯48度の線以北の太平洋及びオホーツク海の海域を除く。）

平成14年3月20日から平成14年4月5日まで

北海道告示第442号

北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第23条第1項の規定により、太平洋小型さけ・ます流し網漁業について、その許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度を次のとおり定めた。

平成14年3月19日

北海道知事 堀 達也

操業区域 域 隻数の最高限度
排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年法律第74号）第1条第2項に規定する排他的経済水域（日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定第1条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域を除く。）の外側の限界より陸側の北海道沖合太平洋海域（北海道亀田郡恵山岬灯台中心点と青森県下北郡尻屋崎突端とを結ぶ線以西の海域を除く。）
日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定第1条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第1条第2項に規定する排他的経済水域（以下「排他的経済水域」という。）、日本海の海域（排他的経済水域を除く。）並びに北緯48度の線以北の太平洋及びオホーツク海の海域を除く。）
30隻（総トン数12トン以上20トン未満のものに限る。）

北海道告示第443号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成14年3月19日

- 1 保安林の所在場所 北海道知事堀達也
の3、720の1、720の2、721の1、721の2、722から724まで、1217、1222
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができるとする市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道石狩支庁経済部林務課及び浜益村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第444号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成14年3月19日

- 1(1) 保安林の所在場所 北海道知事堀達也
土別市西士別町1287の155・1287の157（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 干害の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
西士別町1287の155・1287の157（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁経済部林務課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 2(1) 保安林の所在場所 土別市西士別町5351・6620（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、5350、6626
- (2) 指定の目的 干害の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁経済部林務課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。)

第1349号

- 3(1) 保安林の所在場所 士別市西士別町5351・6620 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、5350、6626
- (2) 指定の目的 公衆の保健
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁経済部林務課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第 445 号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年 3月19日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量 (3級基準点)
- 2 作業期間 平成14年1月17日から2月7日まで
- 3 作業地域 松前町

北海道告示第 446 号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年 3月19日

北海道知事 堀 達 也

- 1 資格及び調達をする物品等の種類
- 平成14年度において道が締結しようとしている(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成14年 3月19日に一般競争入札の公告を行う北海道建設部の
フアクシミリ賃貸借契約
- (2) 資 格 北海道建設部のフアクシミリ賃貸借契約 (以下「資格」とい

う。)

- (3) 物品等の種類 フラクシミリ

- 2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者 (未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。) でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成14年 3月19日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

- 3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) 第3条に規定する中小企業等協同組合 (以下「中小企業等協同組合」という。) 及び中小企業体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号) 第3条第1項第7号に掲げる協業組合 (以下「協業組合」という。) については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合 (以下「企業組合」という。) 及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

- 4 資格審査の申請の時期

- (1) 申 請 の 時 期

資格審査の申請は、平成14年 3月19日から28日まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

- (2) 申 請 の 方 法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称

北海道建設部総務課

イ 提出先の所在地

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

- 5 資格審査の再申請

(1) 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継したもの
- イ 中小企業等協同組合 (企業組合を除く。) である資格を有する者でその構成員 (資格を有する者であるものに限る。) を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの	
(2) 再申請の方法	
再申請をしようとする者は、4の②の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。	
6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続	
(1) 資格の有効期間	
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の①に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。	
(2) 資格は1の①に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。	
7 資格の喪失	
資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。	
北海道告示第447号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
平成14年3月19日	
1 入札に付する事項	北海道知事 堀 達 也
(1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量	
フアクシミリ 8台（1月当たりの単価）	
(2) 調達をする物品等の仕様等	入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 借上期間	平成14年5月1日から平成15年3月31日まで。ただし予算の範囲内で、平成18年4月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
(4) 納入場所	別途指示する場所
2 入札に参加する者に必要な資格	
平成14年北海道告示第446号に規定するフアクシミリの賃貸借契約に関する資格を有すること。	
3 契約条項を示す場所	
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部総務課	
4 入札執行の場所及び日時	
(1) 入札場所	北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階建設部会議室
(2) 入札日時	平成14年4月3日 午前10時30分
(3) 開札場所	(1)に同じ。
(4) 開札日時	(2)に同じ。

5 入札保証金	入札保証金は免除する。
6 入札説明書の交付に関する事項	
(1) 交付場所	北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部総務課
(2) 交付方法	(1)の場所で交付する。
7 郵便又は電報による入札認めないものとする。	
8 落札者の決定方法	
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格単価の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。	
9 契約書作成の要否	
10 その他	
(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い	
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
ア 名称	北海道建設部総務課
イ 所在地	郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 29 - 113
(4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。	
(5) この入札の執行は、公開する。	
(6) 詳細は、入札説明書による。	

北海道告示第448号

第1349号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年3月19日

北海道知事 堀 達也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ等 一式（1月当たりの単価）

ノートパソコン 27台

プリンター 2台

モニタライア 6台

CD-RWドライア 2台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 借 上 期 間 平成14年5月1日から平成15年3月31日まで。ただし予算の範囲

内で、平成17年4月28日を限度に当該契約期間を延長することが

有り得る。

(4) 納 入 場 所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 納入した賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁10階建設部会議室

(2) 入 札 日 時 平成14年4月3日 午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は免除する。

6 郵便又は電報による入札

認めないものとする。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第

1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をも

って入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成14年3月29日

(2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部総務課

11 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の

105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業

者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成

員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出す

ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道建設部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 29 - 113

(4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変

更した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から

第1349号

北海道公報

北海道

平成14年3月19日					北海道知事 堀 達 也				
1 (1) 道路の種類 (2) 路 線 名 (3) 道路の区域					北海道 天人峡美瑛線				
区 間					変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間	
上川郡美瑛町国有林上川 中部森林管理署355林班 ろ小班地先から上川郡美 瑛町国有林上川中部森林 管理署351林班い小班地 先まで					前	17.50mから 89.00mまで	1,658.00m	—	
					前	10.70mから 72.00mまで	1,700.00m	—	
					前	8.00mから 89.00mまで	1,651.00m	—	
					後	17.50mから 89.00mまで	1,658.00m	—	
					後	10.70mから 72.00mまで	1,700.00m	—	
					後	8.00mから 89.00mまで	1,651.00m	—	
					後	17.50mから 89.00mまで	1,663.00m	—	
2 (1) 道路の種類 (2) 路 線 名 (3) 道路の区域					道道 当麻比布線				
1 道路の種類 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所					道道 間				
路 線 名					変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間	
恵 庭 栗 山 線					前	14.00mから 14.00mまで	505.00m	—	
恵 庭 栗 山 線					後	15.00mから 20.00mまで	505.00m	—	
旭 川 芦 別 線					前	36.00mから 78.00mまで	150.00m	—	

北海道告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年3月19日

北海道知事 堀 達 也

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日

道道 登余市停車場線 余市郡余市町登町2206番3地先から 平成14. 4.16 余市郡余市町登町2068番1地先まで

北海道告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年3月19日

北海道知事 堀 達 也

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日

道道 登余市停車場線 余市郡余市町登町2206番3地先から 平成14. 4.16 余市郡余市町登町2068番1地先まで

暑寒別雨竜停車場線	雨竜郡雨竜町字満寿 2 番 166 地先から 雨竜郡雨竜町字満寿 5 番 36 地先まで	後 前	36.00 m から 101.00 m まで 11.00 m から 18.00 m まで 11.00 m から 50.00 m まで 12.50 m から 30.48 m まで	150.00 m 807.00 m 820.00 m 1,810.00 m	— — — —
達布石狩沼田停車場線	雨竜郡沼田町字幌新 583 番地先から 雨竜郡沼田町字幌新 13 番 13 地先まで	後 前	15.13 m から 44.18 m まで 20.00 m から 31.34 m まで 22.89 m から 31.34 m まで	1,810.00 m 50.88 m 50.88 m	— — —
栗 沢 停 車 場 線	空知郡栗沢町北本町 1 番 1 地先から 空知郡栗沢町北本町 4 番 1 地先まで	後 前	18.17 m から 18.18 m まで 18.17 m から 31.28 m まで	402.28 m — —	— — —

北海道告示第 453 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 19 条第 1 項の規定により、道路管理者札幌市と次の
おり協定を締結した。
協定第 2 条の図面は、北海道建設部道路整備課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に
供する。

平成 14 年 3 月 19 日

北海道知事 堀 達 也

美しが丘橋の維持管理に関する協定書
道路管理者北海道（以下「甲」という。）と道路管理者札幌市（以下「乙」という。）は、
甲と乙との道路管理区域の境界に位置する財産の維持管理について道路法（昭和 27 年法律第
180 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり協定する。
（位置及び財産の種目）

第 1 条 財産の位置、種目等は、次のとおりとする。

種目（名称）	橋 梁 （美 し が 丘 橋）
路 線 名	道道大曲工業団地美しが丘線
所 在 地	北広島市大曲 121 番地先

	札幌市清田区美しが丘 3 条 10 丁目地先
--	------------------------

（財産の帰属）
第 2 条 財産の帰属は、別紙の図面に記載の線により甲乙区分する。

（財産の維持管理）
第 3 条 財産の維持管理については、第 2 条に規定の財産区分により行うものとする。

（安全体制）
第 4 条 災害、異常事態等の非常事態に対する非常体制及び連絡体制については、別途甲乙

協議の上、定めるものとする。ただし、財産が災害又は損傷を受けた場合で緊急を要する
ときは、甲又は乙は、第 3 条の規定にかかわらず、応急復旧工事その他の必要な措置を行う
ことができるものとする。

（改修及び工事等）
第 5 条 財産を改修（大規模な修繕及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年

法律第 97 号）に規定する災害復旧事業を含む。）する必要がある場合は、その方法等に
関して甲乙協議して行うものとする。

（この協定にない事項）
第 6 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定す

る。

附 則

この協定は、平成14年4月1日から適用する。

北海道告示第454号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の3第1項の規定により、平成13年北海道告示第632号で告示した外郭施設の改良に関し、次のとおり変更の届出があった。

平成14年3月19日

北海道知事 堀 達 也

1 届出者

札幌市中央区大通東1丁目2番地

北海道電力株式会社

取締役社長 南山 英雄

2 施設の所在する水域の範囲

古宇郡泊村大字堀株村759番及び字へロカルウス788番、789番、790番、792番及び793番地先並びに古宇郡泊村大字堀株村759番並びに字へロカルウス96番3及び795番に面する国有地地先

3 変更のあった施設の種類

放水口護岸

4 変更の内容

変更前 構造 ケーソン式混成堤 ケーソン26.500m×19.500m 35枋
変更後 構造 ケーソン式混成堤 ケーソン26.500m×19.500m 6枋

北海道告示第455号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年3月19日

北海道知事 堀 達 也

1 しゅん功認可の年月日 平成14年3月11日

2 しゅん功認可を受けた者

(1) 氏名又は名称 北海道

(2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也

3 埋立区域

(1) 位 置 積丹郡積丹町大字入舸町9番41、9番42、9番44、489番

(2) 区

域

Aの地点

3、492番及び660番地先の公有水面
次のAの地点からWの地点までを順次に結んだ線及びAの地点とWの地点とを結んだ線によって囲まれた区域
漁港原点No.5（北緯43度21分48秒4884、東経140度28分19秒3238（X=-70.683.626、Y=17.993.845））から方向角159度54分39秒の方向19.33mの地点

Bの地点

Aの地点から方向角70度48分08秒の方向35.59mの地点

Cの地点

Bの地点から方向角340度35分08秒の方向3.90mの地点

Dの地点

Cの地点から方向角73度17分38秒の方向32.00mの地点

Eの地点

Dの地点から方向角92度48分39秒の方向18.37mの地点

Fの地点

Eの地点から方向角26度09分31秒の方向3.84mの地点

Gの地点

Fの地点から方向角65度43分44秒の方向7.10mの地点

Hの地点

Gの地点から方向角58度04分42秒の方向5.73mの地点

Iの地点

Hの地点から方向角86度54分50秒の方向10.30mの地点

Jの地点

Iの地点から方向角42度46分14秒の方向5.78mの地点

Kの地点

Jの地点から方向角128度17分13秒の方向8.80mの地点

Lの地点

Kの地点から方向角113度44分19秒の方向13.22mの地点

Mの地点

Lの地点から方向角116度18分34秒の方向20.65mの地点

Nの地点

Mの地点から方向角124度29分22秒の方向3.57mの地点

Oの地点

Nの地点から方向角252度53分28秒の方向73.03mの地点

Pの地点

Oの地点から方向角162度55分54秒の方向52.83mの地点

Qの地点

Pの地点から方向角252度49分25秒の方向14.18mの地点

Rの地点

Qの地点から方向角342度52分43秒の方向2.71mの地点

Sの地点

Rの地点から方向角72度52分49秒の方向3.50mの地点

Tの地点

Sの地点から方向角342度54分57秒の方向46.76mの地点

Uの地点

Tの地点から方向角72度54分20秒の方向1.00mの地点

Vの地点

Uの地点から方向角342度49分00秒の方向26.59mの地点

Wの地点

Vの地点から方向角252度52分22秒の方向66.98mの地点

(3) 面積 3,174.31㎡

4 免許年月日及び番号 平成10年8月12日

砂防第73-13号指令

5 公有水面埋立法第22条第

3項の市町村名

積丹町

公 表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川小平薬川に係る河川整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。
（「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課及び留萌土木現業所並びに小平町役場に備えおいて縦覧に供する。）
平成14年3月19日

北海道知事 堀 達 也

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川興部川に係る河川整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。
（「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課、網走土木現業所及び興部町役場並びに西興部村役場に備えおいて縦覧に供する。）
平成14年3月19日

北海道知事 堀 達 也

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川頓別川に係る河川整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。
（「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課、稚内土木現業所及び浜頓別町役場並びに中頓別町役場に備えおいて縦覧に供する。）
平成14年3月19日

北海道知事 堀 達 也

公 表

北海道後志支庁告示第1号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、次のとおり一定の複数建築物の認定を取消した。
平成14年3月19日

北海道後志支庁長 浴 山 正 久

- 1 認定取消番号 第13-1号
- 2 認定取消年月日 平成14年3月8日
- 3 対象区域 虻田郡倶知安町北6条西4丁目4番地1の一部
北6条西5丁目2番地4の一部

- 4 申請者の住所及び氏名 虻田郡倶知安町北1条東3丁目
倶知安町長 伊藤 弘

北海道空知支庁告示第9号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成14年3月19日

北海道空知支庁長 水 元 秀 彰

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 奈井江町字奈江原野2026番地2（C工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈井江町字奈井江11番地
奈井江町長 北 良治
- 3 開発許可年月日及び番号 平成9年7月9日 空建指第9-11号

北海道網走支庁告示第10号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成14年3月19日

北海道網走支庁長 太 田 敏 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 常呂郡端野町字三区561番1、561番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地
株式会社 ヌルハソ 代表取締役 鈴木 嘉和
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年10月12日 網建指第13-7号

北海道日高支庁告示第1号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成14年3月19日

北海道日高支庁長 眞 田 篤 弘

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 沙流郡門別町字緑町39-1、-2、-3、40-3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沙流郡門別町字緑町39番地
学校法人 日高慶駿学園理事長 上野 康
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年6月22日 日建指第13-1号

道立林業試験場告示

北海道立林業試験場告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年3月19日

北海道立林業試験場長 鶴丸 哲司

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ等 3式（1月当たりの単価）
 - (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 納 入 期 日 平成14年4月10日
 - (4) 契 約 期 間 平成14年4月10日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年3月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
 - (5) 納 入 場 所 北海道立林業試験場道南支場、道東支場、道北支場
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。
- 3 契約条項を示す場所
北海道美幌市光珠内町東山 北海道立林業試験場企画指導部森林情報室情報管理科
- 4 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 北海道美幌市光珠内町東山
北海道立林業試験場
 - (2) 入 札 日 時 平成14年4月1日（月）午後1時30分
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金は、免除する。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 北海道美幌市光珠内町東山
北海道立林業試験場企画指導部森林情報室情報管理科
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

- 7 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は認めない。
- 8 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 入札参加申込書の提出
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
 - (1) 提 出 期 限 平成14年3月27日
 - (2) 提 出 場 所 北海道美幌市光珠内町東山
北海道立林業試験場企画指導部森林情報室情報管理科
- 11 そ の 他
 - (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱いは、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
 - (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道立林業試験場企画指導部森林情報室情報管理科
イ 所 在 地 郵便番号 079 - 0198 北海道美幌市光珠内町東山
電話番号 01266 - 3 - 4164 内線 257
 - (5) この入札の執行は、公開する。
 - (6) 詳細は、入札説明書による。

釧路市漁業調整委員会
課 長

網走海区漁業調整委員会指示第1号

網走支庁沖合海域における固定式刺し網漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により次のとおり制限する。

平成14年3月19日

網走海区漁業調整委員会会長 杉 森 隆

第1 操業の制限

次に掲げる制限海域及び制限期間において、固定式刺し網漁業を営んではならない。
ただし、次の場合はこの限りでない。

- (1) 固定式刺し網漁業の操業について網走海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者が、当該承認に基づき操業する場合
- (2) 北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号（以下「規則」という。））第5条の許可を受けた者が、当該許可に基づき操業する場合
- (3) 規則第45条の許可を受けた者が、当該許可に基づき採捕する場合
- (4) 漁業権又は入漁権に基づき固定式刺し網漁業を営む場合

1 制限海域

枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から43度30分の線以東、斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から32度30分の線以西の網走支庁管内沖合海域。ただし、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年法律第74号）に基づき日本国とロシア連邦との中間線以北の海域を除く。

2 制限期間

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

第2 操業の承認

次の承認海域において固定式刺し網漁業を営もうとする者は、委員会の承認を受けなければならない。

1 承認海域

(1) 雄武海域

次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

(2) 沙留海域

次の基点第2号、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

(3) 紋別海域
次の基点第3号、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

(4) 湧別海域
次の基点第4号、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

(5) 佐呂間常呂海域
次の基点第5号、点5、点6及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

(6) 網走海域
次の基点第6号、点6、点7及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

(7) 斜里海域
次の基点第7号、点7、点8、点9、点10、点11及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

(8) 沖合海域
制限海域から基点1、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域を除く海域

(基点及び点の位置)

基点第1号 枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 雄武町と興部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第3号 興部町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第4号 紋別市と湧別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第5号 湧別町と常呂町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第6号 国土地理院3等三角点 北能取山から337度36分54秒851.19メートルの点

基点第7号 北海道水産部三角点水T6から85度57分52秒、497.83メートルの点

基点第8号 国土地理院4等三角点 宇登呂

基点第9号 北海道水産部図根点 No.4（北海道水産部三角点水T16～）から29度368.37メートルの点

基点第10号 斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点 1 基点第1号から43度30分、25,000メートルの点

点 2 基点第2号から35度30分、25,000メートルの点

点 3 基点第3号から35度30分、25,000メートルの点

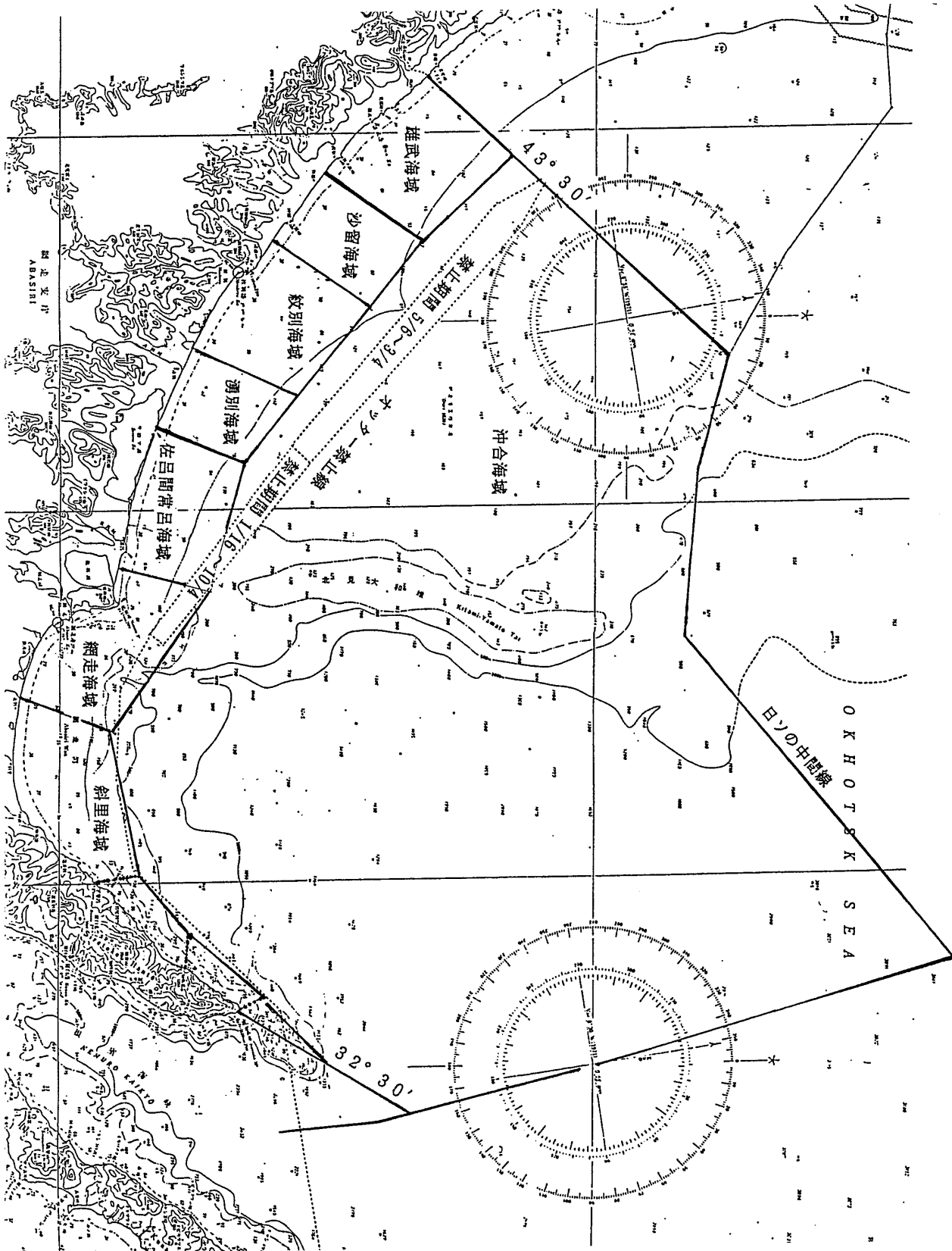
第1349号

北海道庁

4 点 基点第4号から26度30分、24,000メートルの点 5 点 基点第5号から22度30分、20,000メートルの点 6 点 基点第6号から15度30分、20,000メートルの点 7 点 基点第7号から21度45分、20,000メートルの点 8 点 基点第8号から350度、9,000メートルの点 9 点 基点第9号から277度30分、7,400メートルの点 10 点 基点第10号から322度30分、5,300メートルの点 11 点 基点第10号から322度30分、21,800メートルの点 2 操業区域 承認海域のうち漁業種類ごとに別に定める区域とする。 3 操業期間 4月1日から12月31日までの間で漁業種類ごとに別に定める期間とする。 4 漁具漁法の制限 漁業種類ごとに別に定めるものとする。 5 使用漁船の制限 総トン数20トン未満の動力船とする。 6 承認の対象者 承認の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 前年度、委員会の承認を受け誠実に営んだ実績を有する者 (2) 委員会が特に必要と認めた者 7 承認をしない場合 次のいずれかに該当する場合は承認しない。 (1) 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配する恐れがあると認められる場合 (2) 操業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合 (3) 同一漁業者が2隻以上申請した場合 8 陸揚港の制限 住所を有する市町村の地区内に1港とする。 9 漁獲物の陸揚げ制限 漁獲物は、天災その他やむを得ない事情がある場合又は委員会が認めた場合を除き、陸揚げ港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 10 漁獲物の検量義務 漁獲物は地区の漁業協同組合の指定する場所で組合の検量を受けなければならない。 11 操業の条件 承認を受けた者は、操業に当たり次の事項を遵守しなければならない。 (1) 漁具には標識を付けるとともに、当該承認船舶名を明瞭に表示しなければならない。	
(2) かに、さけ、ます、つば及びかれいを採捕してはならない。 万一これらが採捕された場合は、できる限り損傷しないように速やかに海中に戻し、船内に保持してはならない。 12 操業協定の締結 承認に基づき漁業を営もうとする者は、操業の秩序維持を図るため他種漁業を営む者との間で操業協定を締結しなければならない。ただし、操業協定を締結しなくても操業秩序が維持される等特別の事情があると委員会が認めた場合はこの限りでない。 13 承認証の携帯義務等 操業の承認を受けた者が、当該承認に係る漁業を操業するとき、委員会が交付した承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させるとともに、別に定める承認章旗を掲揚しなければならない。 14 指示事項 操業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要と認め指導する事項に従わなければならない。 15 漁獲成績の報告 操業の承認を受けた者は、委員会に漁獲成績を報告しなければならない。 16 取扱事項 この指示に定めるほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「事務取扱要領」によるものとする。	

平成十四年三月十九日

火曜 日



北海道庁公文書館

北海道情報公開条例の施行に関する北部日本海連合海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成14年3月19日

北部日本海連合海区漁業調整委員会会長 小林 貞作
北海道情報公開条例の施行に関する北部日本海連合海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程

北海道情報公開条例の施行に関する北部日本海連合海区漁業調整委員会規程（平成10年3月31日公告）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。
（事業移送通知書）

第8条 条例第17条の2第2項の書面は、別記第8号様式その1の事業移送通知書によるものとする。

2 条例第17条の2第5項において準用する同条第2項の書面は、別記第8号様式その2の事業移送通知書によるものとする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

第9条 条例第18条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示請求年月日

(2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第18条第2項に規定する実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第11条により開示をする旨及びその理由とする。

3 条例第18条第2項の書面は、別記第9号様式の公文書の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第18条第3項の規定による書面は、別記第10号様式の開示決定に係る通知書によるものとする。

第12条の次に次の2条を加える。

（審査会に諮問した旨の通知）

第13条 条例第21条の2の通知は、別記第11号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

（第三者からの異議申立てを却下する場合等の通知）

第14条 条例第21条の3の規定において準用する条例第18条第3項の規定による書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 条例第21条の3第1号の決定をしたとき 別記第12号様式の第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

(2) 条例第21条の3第2号の決定をしたとき 別記第13号様式の異議申立てに係る公文書の開示通知書

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第8条関係）

その1

事業移送通知書

第 年 月 日

様

北部日本海連合海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第1項の規定により、次のとおり事業を移送したので、通知します。

1 公文書の名称 又は内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした実施機関 の担当事務局等	電話 (内線)

5 移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等	実施機関 (電話 部 (内線) 課)
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

その2

事 案 移 送 通 知 書	
第 年 月 日	号
様	
北部日本海連合海区漁業調整委員会会長 印	
年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第5項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。	
1 公文書の名称又は内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日

4 移送をした実施機関の担当事務局等	電話 (内線)
5 移送を受けた北海道議会議長における担当課等	北海道議会事務局 課 電話 (内線)
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた北海道議会議長において開示決定等を行うこととなります。
不明な点は、担当課等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

別記第8号様式の次に次の5様式を加える。

別記第9号様式 (第9条関係)

公文書の開示に係る意見照会書	
第 年 月 日	号
様	
北部日本海連合海区漁業調整委員会会長 印	
北海道情報公開条例に基づき、年 月 日に次のとおりに関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。 本件開示請求に係る公文書を次の理由により開示することに対して、北海道情報公開条例第18条第2項の規定により、ご意見をお聴きしますので、別紙「公文書の開示決定に係る意見書」により、年 月 日までにご返送ください。	
1 公文書の名称又は内容	

2 上記公文書に記録されている情報に関する情報の内容	
3 北海道情報公開条例第11条により開示をする理由	
4 意見書の提出先 (担当事務局等)	(〒 -) 電話 (内線) FAX
5 備考	

(日本工業規格A4)

別紙

公文書の開示決定に係る意見書	
年 月 日	
北部日本海連合海区漁業調整委員会会長 様	
住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)	
氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)	
連絡先	電話番号
年 月 日	付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 公文書の名称 又は内容			
2 開示決定に対する 反対意思の有無	有	無	
3 意見	開示されると 支障がある部分		
	開示されると 支障がある理由		

注 2の欄は、該当する方を○印で囲んでください。
なお、2の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記載してください。

(日本工業規格A4)

別記第10号様式 (第9条関係)

公文書の開示決定に係る通知書	
第 年 月 日	号
様	
北部日本海連合海区漁業調整委員会会長	
印	
年 月 日	付けの
に関する情報が記録された公文書の開示請求について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示決定をしたので、通知します。	
この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して行政不服審査法に基づき異議申立て	

をすることができませんが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは に関する情報が開示されますので、御了承ください。

1 公文書の名称	
2 開示決定年月日及び番号	年 月 日付け 第 号
3 開示決定をした理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担当事務局等	電話 (内線)
6 備考	

(日本工業規格A4)

別記第11号様式 (第13条関係)

審査会諮問通知書

第 年 月 日 号

様

北部日本海連合海区漁業調整委員会会長



年 月 日付けの開示決定等に対する異議申立てについて、北海道

情報公開条例第21条第1項の規定により、次のとおり北海道情報公開審査会に諮問したので、通知します。

1 公文書の名称	
2 不服申立ての内容	
3 諮問をした日	年 月 日
4 担当事務局等	電話 (内線)
5 備考	

(日本工業規格A4)

別記第12号様式 (第14条関係)

第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 年 月 日 号

様

北部日本海連合海区漁業調整委員会会長



に関する情報が記録された公文書について、異議申立てに対する決

定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 公文書の名称	
2 異議申立てに係る情報（開示決定した情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報）	
3 2に記載された情報のうち、開示する情報	
4 異議申立てに対する決定（却下又は棄却する決定）の理由	
5 開示を実施する日	年 月 日
6 担当事務局等	電話（内線）
7 備考	

（日本工業規格A4）

別記第13号様式（第14条関係）

異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 号	年 月 日
様	
北部日本海連合海区漁業調整委員会会長	
に関する情報が記録された公文書について、 年 月 日付け第 号で非開示（一部開示）決定をしましたが、当該処分に係る異議	

申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 公文書の名称	
2 異議申立てに係る情報（非開示とした情報のうち、異議申立人が開示を求めた情報）のうち、 に関する情報	
3 2に記載された情報のうち、開示する情報	
4 異議申立てに対する決定（原処分を変更する決定）の理由	
5 開示を実施する日	年 月 日
6 担当事務局等	電話（内線）
7 備考	

（日本工業規格A4）

附 則

この規程は、平成14年3月19日から施行する。
